

副本

平成20年(行ウ)第599号 文書一部不開示決定処分取消等請求事件

原告 崔鳳泰ほか10名

被告 国

準備書面(3)

平成21年8月25日

東京地方裁判所民事第2部E係 御中

被告指定代理人

福光洋子	
益子浩志	
島田順二	
和田幸浩	
山本文士	
舟津龍一	
田留章平	
川口耕一郎	
関口眞一	
北郷恭子	
小川伸	

鴨 下

誠

1 不開示理由 3 該当文書	6
(1) 日韓関係の打開について (文書 1248・乙第 57 号証, 番号 19)	6
(2) 日韓会談議題の問題点 (文書 1287・乙第 58 号証, 番号 20)	7
(3) アジア局主要懸案処理日報抜粋 (文書 1399・乙第 42 号証, 番号 21)	8
(4) 第 6 次日韓会談再開に関する日本側打合せ (文書 1418・乙第 59 号証, 番号 22)	9
(5) 第 7 次漁業交渉 資料 20 漁業協定関係擬問擬答 (文書 1457・乙第 60 号証, 番号 23)	10
(6) 日韓交渉に関する関係各省次官会議議事要旨 (文書 1523・乙第 61 号証, 番号 24)	11
(7) 遣韓施設の使命と行動基準 (昭和 26 年 12 月) (文書 1630・乙第 62 号証, 番号 25)	12
(8) 谷大使・金公使会談 (文書 1671・乙第 63 号証, 番号 26)	13
(9) 日韓会談再開問題 (文書 1675・乙第 64 号証, 番号 27)	15
(10) アリソン大使との会談 (文書 1676・乙第 65 号証, 番号 28)	17
(11) 日韓問題に関する米側トーキングペーパー (文書 1686・乙第 66 号証, 番号 29)	18
(12) 日韓会談に関する在韓米大使館参事官の内話 (文書 1695・乙第 67 号証, 番号 30)	19
(13) 日韓会談の現況等 (文書 1696・乙第 68 号証, 番号 31)	20
(14) 後宮アジア局長・崔圭夏大使会談 (文書 1728・乙第 69 号証, 番号 32)	21
(15) 日韓会談における双方の立場 (昭和 39 年 4 月) (文書 1783・乙第 70 号証, 番号 33)	22

(16) 韓国側希望と日本側方針（昭和39年10～12月）（文書1786・乙第71号証、番号34）	23
(17) 日韓会談今後の進め方（文書1787・乙第72号証、番号35）	25
(18) 韓国政情に関するアジア局長と在京米大使館公使との会談（文書1809・乙第73号証、番号36）	26
(19) 金中央情報部長訪日（文書1822・乙第44号証、番号37）	27
(20) 金中央情報部長訪米（文書1823・乙第74号証、番号38）	29
(21) 大平外相と金韓国中央情報部長との会談（第1回）（文書1824・乙第75号証、番号39）	30
(22) 池田総理・金韓国中央情報部長会談（文書1825・乙第76号証、番号40）	32
(23) 大平外相・金部長会談（第2回）（文書1826・乙第77号証、番号41）	33
(24) 韓国提案基本関係条約案（文書1851・乙第78号証、番号42）	34
(25) 日韓会談等に関する在外公館からの報告（文書1876・乙第79号証、番号43）	35
(26) 日韓会談等に関する在外公館への訓令（文書1877・乙第80号証、番号44）	36
(27) 日韓交渉の現状（文書1879・乙第81号証、番号45）	37
(28) 日韓交渉関係法律問題調書集（文書1881・乙第82号証、番号46）	38
(29) 日韓国交正常化交渉の記録 総説九（文書1882・乙第83号証、番号47）	39
(30) 日韓国交正常化交渉の記録 総説三（文書1915・乙第84号証、番	

号48) 40

被告は、準備書面（1）及び同（2）に引き続き外務大臣による不開示決定処分の適法性について主張する。

また、不開示部分の表記及び略語は、従前の例による。

なお、組織名及び役職は当時のものとする。

1 不開示理由 3該当文書

（1）日韓関係の打開について（文書1248・乙第57号証、番号19）

ア 不開示情報の内容

文書1248（乙第57号証）は、「日韓関係の打開について」の題名の下に手書きで「三十、一、二十一、中川局長記」と記載されているとおり、中川局長が作成した内部文書であり、日韓関係に関する諸懸案事項について、「日韓会談決裂の原因」、「いわゆる『請求権問題』」、「会談決裂後の経緯」、「竹島問題の処理」と各項目分けをして問題点及び解決策が記載されている。

文書1248のうち、不開示理由3に基づく不開示部分は「竹島問題の処理」について記載された13頁（-11-）の7行目から8行目の約2行分、11行目ないし13行目及び14頁（-11-に「次頁不開示」と記載された部分）であり、竹島問題についての我が国の主張を評価した率直なコメントや竹島問題の解決方法について具体的な意見が記載されている。

イ 不開示理由

文書1248の不開示部分に記載された情報は、竹島問題についての日本側の主張を評価した率直なコメントや竹島問題の解決方法についての具体的な意見、見通しであり、あくまで外務省内部における一つの評価や内部的意見、見通しにすぎないものである。

竹島問題は我が国の国会審議においても恒常に議論されているほか、

韓国側でも在韓国日本国大使館に対し抗議行動が起きる等、日韓両政府及び国民がそれぞれの立場から高い関心を寄せている状況にある現存する未解決の二国間問題である。本問題の解決に向けては、政治的な重要性、歴史的経緯、国際法上の論点、両国国民の感情、更には国際社会の認識等も踏まえた上で、万が一にも我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要がある。

また、このような内部における評価や意見、見通しは、公開されることが予定されていないものであり、このような内部的な意見等まで公開されることになれば、今後、政府内部において、萎縮効果が生じ、忌憚のない意見交換ができなくなるおそれがある。

したがって、このような情報が公にされると、韓国側の主張に対する我が国政府の対応方針を含む政府内部での検討状況等が明らかになり、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある不開示情報（法第5条3号）に該当する。

(2) 日韓会談議題の問題点（文書1287・乙第58号証、番号20）

ア 不開示情報の内容

文書1287（乙第58号証）は、「日韓会談議題の問題点」の題名の下に手書きで「31年5月 沢田大使説明資料」と記載されているとおり、外務省の内部文書であり、「目次」に記載されている「基本関係樹立問題」「財産請求権問題」「漁業問題」「在日朝鮮人の国籍処遇問題」「船舶問題（久保田発言について、竹島問題、韓国代表部の地位）」に関する各問題点等について具体的な内容が記載されている。

文書1287のうち、不開示理由3に基づく不開示部分は69頁（-65-）の3行目及び4行目の約1行分及び6行目ないし8行目の3行分であり、竹島問題に対する日韓双方の対応及び竹島の現状についての評価が具体的に記載されている。

イ 不開示理由

文書1287の不開示部分に記載された情報は、竹島問題に対する日韓双方の対応及び竹島の現状についての評価であり、あくまで外務省内部の見解にすぎないものである。

前記(6~7ページ)のとおり、竹島問題は日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であって、その解決に向けては、様々な事情を踏まえた上で、我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要がある。

このような情報が公にされると、韓国側の主張に対する我が国政府の対応方針を含む政府内部での検討状況等が明らかになり、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある不開示情報(法第5条3号)に該当する。

(3) アジア局主要懸案処理日報抜粋(文書1399・乙第42号証、番号2)

1)

ア 不開示情報の内容

文書1399(乙第42号証)は、外務省が作成した文書であり、アジア局の主要懸案処理日報のうち、主に北東アジア課関連の内容を抜粋した内部文書である。

文書1399のうち、不開示理由3に基づく不開示部分は111頁(-111-)の下から6行目ないし5行目の約3行分及び112頁(-111-)上から2行目ないし4行目の約3行分であり、「昭和34年10月10日付け『アジア局重要懸案処理月報第16号〔昭和34年9月分〕アジア局総務参事官室」と題する文書中の竹島問題に関する記述がなされた部分で、竹島問題に関する日本政府の具体的対応状況が記載されている。

イ 不開示理由

文書1399の不開示部分に記載された情報は、竹島問題に関する日本

側の具体的対応状況である。

前記（6～7ページ）のとおり、竹島問題は日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であってその解決に向けては、様々な事情をも踏まえた上で、我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要がある。

以上にかんがみれば、これを公にすることにより、我が国政府の関心事項や韓国側の主張に対する我が国政府の具体的対応方針が明らかになり、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある不開示情報（法第5条3号）に該当する。

（4）第6次日韓会談再開に関する日本側打合せ（文書1418・乙第59号証、番号22）

従前、不開示理由3として整理していたが、不開示理由1とする方が、より正確であると判明したため、本文書は不開示理由1に訂正する。その上で、本件準備書面で不開示の妥当性を主張する。

ア 不開示情報の内容

文書1418（乙第59号証）は、昭和36年8月29日付けで外務省北東アジア課が作成した記録用の内部文書で、昭和36年8月29日午後2時から外務省707号室において開催された「日韓会談再開に関し関係各省の代表による打合せ会」を行った際の具体的な協議内容が記載されたものである。

文書1418のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は13頁（-13-）の上から3行目の約1行分及び上から6行目ないし7行目の約1行分であり、[一般的請求権問題]について、大蔵省の桜井外債課長が発言した内容が記載された部分で、請求権問題を解決する具体的な方策について忌憚のない意見が記載されている。

イ 不開示理由

文書1418の不開示部分に記載された情報は、日韓会談再開に関し関係各省の代表による打合せ会における発言内容であり、財産・請求権問題を解決する具体的な方策について忌憚のない意見である。

このような内部の打合せ会における発言内容は、公開されることが予定されていないものであり、このような内部的な意見まで公開されることになれば、今後、政府内部において、萎縮効果が生じ、忌憚のない意見交換ができなくなるおそれがある。

したがって、このような情報が公にされると、韓国側の主張に対する我が国政府の対応方針を含む政府内部での検討状況等が明らかになり、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあるほか、韓国との信頼関係が損なわれるおそれもあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある不開示情報（法第5条3号）に該当する。

(5) 第7次漁業交渉 資料20 漁業協定関係擬問擬答（文書1457・乙第60号証、番号23）

ア 不開示情報の内容

文書1457（乙第60号証）は、昭和40年7月23日付で外務省が作成した内部資料で、「日韓漁業協定関係擬問擬答」として合計44項目の日韓漁業協定に関する問題が問答式で記載されている。

文書1457のうち、不開示理由3に基づく不開示部分は23頁（-23-）の「答」2行目ないし4行目の約2行分であり、「13問 沖縄、北方領土について漁業水域を設定することは可能であるか。」に対する「答」として、北方領土について記載された部分で、北方領土問題に関する外務省内部の具体的見解を踏まえた回答が記載されている。

イ 不開示理由

文書1457の不開示部分に記載された情報は、北方領土についての外

務省内部の具体的見解であり、北方領土問題は、現在においてもロシアとの間で外交交渉が継続されているところ、竹島問題と同様、本問題の解決に向けては、政治的な重要性、歴史的経緯、国際法上の論点、両国国民の感情、更には国際社会の認識等も踏まえた上で、万が一にも我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要がある。

特に、北方領土は、ロシアによる不法占拠が継続しているが、日本固有の領土であり、日本政府は、北方四島の帰属の問題を解決して平和条約を締結するという基本方針に基づいて、ロシアとの間で交渉を行っている。

以上にかんがみれば、文書1457の不開示部分に記載された情報は、北方領土についての外務省内部の具体的見解であり、現在においても日ロ間で立場の異なる問題に関する交渉にも影響を及ぼし得るものであるから、これを公にすることにより、我が国の今後のロシアとの交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある不開示情報（法第5条3号）に該当する。

(6) 日韓交渉に関する関係各省次官会議議事要旨（文書1523・乙第61号証、番号24）

ア 不開示情報の内容

文書1523（乙第61号証）は、外務省アジア局第一課が昭和32年9月6日付けで作成した内部文書で、昭和32年9月6日に外務省次官会議室において開催された外務省、大蔵省、法務省、水産省及び文部省の各次官等が今後の日韓交渉に関して協議した具体的発言内容が記載されたものである。

文書1523のうち、不開示理由3に基づく不開示部分は8頁（-8-）の右から4行目ないし6行目の約3行分であり、当時、日韓間における外交交渉上重要な懸案事項の一つであつたいわゆる李承晩ライン問題に関する対応について述べた率直かつ個人的な見解であり、公開されること

が予定されていないものである。

このような内部的な個人的見解まで公開されることになれば、今後、政府内部において、萎縮効果が生じ、忌憚のない意見表明ができなくなるおそれがある。

のみならず、このような情報が公にされると、我が国政府の関心事項や韓国側の主張に対する我が国政府の対応方針を含む政府内部での検討状況等が明らかになり、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある不開示情報（法第5条3号）に該当する。

(7) 遣韓施設の使命と行動基準（昭和26年12月）（文書1630・乙第62号証、番号25）

ア 不開示情報の内容

文書1630（乙第62号証）は、昭和26年12月5日付けで外務省が作成した内部文書であり、同年12月18日から同月23日までの間、韓国に派遣が予定されていた特派使節団の具体的な使命、訓令が記載されている。

文書1630のうち、不開示理由3に基づく不開示部分は、以下のとおりである。

① 3頁（-3-）の左から3行目ないし1行目の約3行分

「四、特派使節団の構成は出来得る限り充実したものとし、概ね左記各項の使命を帯びしめるものとする。」の「(4)『我が官民の対韓立場の闡明』に続く部分で、韓国において特派使節団が採るべき態度が具体的に記載されている。

② 8頁（-8-）の右から6行目ないし7行目の約2行分

「遣韓使節に対する訓令（案）」の「叙上の使命を達成するため遣韓使節は概ね左の各項目を出来得る限り効果的に実施されたい。」の「一」に

続く部分で、日本と韓国及び朝鮮との歴史的な経緯に対する日本側の具体的対応が記載されている。

③ 9頁（-9-）の左から2行目ないし10頁（-10-）の右から1行目ないし4行目の約6行分

「遣韓使節に対する訓令（案）」の「叙上の使命を達成するため遣韓使節は概ね左の各項目を出来得る限り効果的に実施されたい。」の「四 韓国要人及び在韓アメリカ人当局者との交歓等の機会を活用して我が国の立場を闡明すること。」に続く部分で、上記①の不開示部分と同様、韓国において特派使節団がとるべき態度が具体的に記載されている。

イ 不開示理由

文書1630の各不開示部分に記載された各情報は、いずれも、現在においても日韓関係で評価の異なる日本と韓国、朝鮮との間に存在する歴史的問題について日本側がとるべき態度が具体的に記載されたものであり、いずれも、公にすることにより、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある不開示情報（法第5条3号）に該当する。

（8）谷大使・金公使会談（文書1671・乙第63号証、番号26）

ア 不開示情報の内容

文書1671（乙第63号証）は、外務省が昭和30年1月に作成した「日韓会談再開に関する件」と題する文書、昭和30年1月29日から同年3月26日までの間、合計7回開催された谷大使と金公使との会談内容を記載した文書によって構成され、谷大使と金公使との各会談における具体的発言内容が詳細に記載されている。

文書1671のうち、不開示理由3に基づく不開示部分は、以下のとおりである。

① 16頁（-16-）の右から2行目ないし4行目の約3行分

「谷大使金公使会談の件（第一回）」と題する文書中にあり、竹島問題について谷大使が述べた所感ともいべき具体的見解が記載されている。

② 19頁（-19-）の左から2行目ないし1行目の約1行分

「谷大使金公使会談の件（第一回）」と題する文書に続く「（三十、一、二十七 谷大使起案、ア局長と共に）と題する上記第一回会談の内容を記載した報告文書中にあり、竹島問題についての谷大使の具体的対応が記載されている。

③ 22頁（-22-）の右から4行目ないし23頁（-23-）の右から1行目の約5行分

「谷大使金公使会談（第二回）」と題する文書中にあり、竹島問題について谷大使が述べた所感ともいべき具体的見解が記載されている。

イ 不開示理由

文書1671の各不開示部分に記載された各情報は、いずれも竹島問題に関する谷大使の具体的な見解が記載されている。

上記谷大使の具体的な見解は、いずれも、金公使との会談において発言されたものではあるが、韓国側と一致した見解ではなく、谷大使すなわち日本側の所見といるべきものである。

前記（6～7ページ）のとおり、竹島問題は日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であって、その解決に向けては、様々な事情を踏まえた上で、我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要があり、上記不開示部分に記載された各情報は竹島問題に関する日本側の見方に基づく谷大使の所見であるから、これを公にすることにより、我が国政府の関心事項や韓国側の主張に対する我が国政府の具体的対応方針が明らかになり、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある不開示情報（法第5条3号）に該当する。

(9) 日韓会談再開問題（文書1675・乙第64号証、番号27）

ア 不開示情報の内容

文書1675（乙第64号証）は、外務省アジア局第二課が作成した昭和29年1月21日付け、同年2月1日付け、同月6日付け及び同月13日付けのいずれも「久保田発言に関する件」と題する文書、外務省アジア局第五課長が作成した同年3月18日付け「日韓問題に関する件」と題する文書等の主に日韓会談再開に関連する文書によって構成されている。

文書1675のうち、不開示理由3に基づく不開示部分は、以下のとおりである。

① 106頁ないし111頁（-105-に「次頁以下6頁不開示」と記載された部分）

不開示部分6頁中1頁は、井口大使が岡崎大臣に宛てた昭和29年10月1日発信の「竹島の領有権に関する平和条約第二条の解釈に関する件」と題する電信文中にあり、その余の5頁は別個の3文書（いずれも電信文）で当該3文書は全部不開示となっているが、いずれも竹島問題について具体的な見解が記載されている。

② 116頁ないし118頁（-109-に「次頁以下3頁不開示」と記載された部分）

不開示部分3頁は、いずれも全部不開示となっている電信文であり、当該文書は竹島問題について具体的な見解が記載されている。

③ 149頁ないし151頁（-139-に「次頁以下3頁不開示」と記載された部分）

不開示部分3頁は、いずれも全部不開示となっている電信文であり、当該文書は竹島問題について具体的な見解が記載されている。

④ 153頁（-140-に「次頁不開示」と記載された部分）

不開示部分1頁は、全部不開示となっている電信文であり、当該文書

は竹島問題について具体的見解が記載されている。

- ⑤ 161頁ないし168頁（-148-に「次頁以下7頁不開示」と記載された部分）

不開示部分8頁中4頁は、岡崎大臣が井口大使に宛てた昭和29年1月5日発信の「竹島問題に関する件」と題する電信文中にあり、その余の4頁は別個の2文書（いずれも電信文）で当該2文書は全部不開示となっているが、いずれも竹島問題について具体的見解が記載されている。

- ⑥ 210頁ないし218頁（-189-に「次頁以下9頁不開示」と記載された部分）

不開示部分9頁は、別個の2文書（いずれも公信文）で当該2文書は全部不開示となっているが、いずれも竹島問題について具体的見解が記載されている。

- ⑦ 226（227の誤記）頁（-197-）の左から約6行分

岡崎大臣が井口大使に宛てた昭和29年4月9日付け「日韓会談再開交渉に関する資料送付の件」と題する電信文の別添文書中にあり、日韓問題を平和的に解決する具体策として提出されたが、廃案となった具体的提案内容が記載されている。

イ 不開示理由

文書1675の不開示部分に記載された情報は、上記⑦の不開示部分を除き、いずれも、竹島問題に関する日本側の具体的な対策や日韓間で立場の異なる竹島問題等に関する交渉の様子である。

前記（6～7ページ）のとおり、竹島問題は日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であって、その解決に向けては、様々な事情を踏まえた上で、我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要がある。

また、上記⑦の不開示部分は、日韓問題を平和的に解決する具体策として提出された具体的提案内容が記載されているが、廃案となったもので、あくまで政府内部の見解にすぎないものであるから、これが公にされれば、我が国の立場が不利になるおそれがある。

以上にかんがみれば、これらを公にすることにより、我が国政府の関心事項や韓国側の主張に対する我が国政府の具体的対応方針が明らかになり、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある不開示情報（法第5条3号）に該当する。

(10) アリソン大使との会談（文書1676・乙第65号証、番号28）

ア 不開示情報の内容

文書1676（乙第65号証）は、昭和30年に実施されたアリソン駐日米国大使との各会談記録等であり、文書1676のうち、不開示理由3に基づく不開示部分は55頁（-55-）の約10文字分であり、昭和30年12月7日付け「重光大臣、谷大使、アリソン米大使と会談の件」と題する文書中にあり、当時、日韓間において懸案事項の一つとなっていたいわゆる李承晩ライン問題に関する解決策として提起された具体的な見解が記載されている。

イ 不開示理由

文書1676の不開示部分に記載された情報は、日韓間において懸案事項の一つとなっていたいわゆる李承晩ライン問題に関する解決策として提起された具体的な見解で、日本側から提起された具体的見解に対し、アリソン駐日大使が「全然同感なり」と賛同していることから、李承晩ライン問題に関する解決策として米国政府の率直な見解でもある。

日韓間における重要な懸案事項について日米間において話し合いがなされ、日本側の提案に米国政府が賛同した具体的な解決策の提案が公にされ

ると、日本と米国のみならず、日本と韓国、韓国と米国のそれぞれの信頼関係が損なわれるおそれがあり、日韓間の今後の交渉において我が国の立場が不利になるおそれもある。

以上にかんがみれば、これを公にすることにより、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある不開示情報（法第5条3号）に該当する。

(11) 日韓問題に関する米側トーキングペーパー（文書1686・乙第66号証、番号29）

ア 不開示情報の内容

文書1686（乙第66号証）は、米国政府が作成した「日韓問題に関するトーキングペーパー」であり、昭和39年9月26日にエマーソン公使から手交された英文の書面、外務省が作成した「9月26日米側より手交のあった日韓問題に関するトーキングペーパー（仮訳）」と題する文書、外務省北東アジア課が作成した昭和39年9月29日付け「日韓問題に関する米側トーキングペーパーに対する外務省のコメント（案）」と題する文書」及び「Japanese Comments on the U.S. Talking Paper concerning the Japan-Korean Question」と題する英文の内部文書によって構成されている。

文書1686のうち、不開示理由3に基づく不開示部分は、35頁（-35-）の上から13行目ないし17行目の約4行分、42頁（-42-）の上から11行目ないし17行目の約6行分、49頁（-49-）の下から5行目ないし50頁（-50-）の上から3行目の約7行分、57頁（-57-）の下から5行目ないし58頁（-58-）の上から3行目の約7行分で、いずれも「Japanese Comments on the U.S. Talking Paper concerning the Japan-Korean Question」と題する英文の文書中にあり、不開示部分に記載されている内容はほとんど同一内容である。

イ 不開示理由

文書 1686 の不開示部分に記載された情報は、日韓問題に関する米国政府の具体的な見解が記載されたトーキングペーパーの内容に対する外務省の具体的な批評ないし見解であり、極めて率直な内容が含まれているため、これを公にすると、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある不開示情報（法第 5 条 3 号）に該当する。

(12) 日韓会談に関する在韓米大使館参事官の内話（文書 1695・乙第 67 号証、番号 30）

ア 不開示情報の内容

文書 1695（乙第 67 号証）は、前田調査官が外務大臣に宛てた昭和 40 年（1965 年）3 月 3 日発信の「日韓会談（在韓米大使館参事官の内話）」と題する電信文、同月 11 日発信の「ハヴィップ参事官の内話」と題する電信文、武内大使が外務大臣に宛てた同月 10 日発信の「大使、ラスク会談（日韓問題）」と題する電信文、同月 17 日発信の「リ韓国外相の訪米」と題する電信文、同月 18 日発信の「リ韓国外相の訪米（ノレッド内話）」と題する電信文、前田調査官が外務大臣に宛てた同年 5 月 11 日発信の「日韓問題についてハビップ参事官内話」と題する電信文によって構成されている。

文書 1695 のうち、不開示理由 3 に基づく不開示部分は、以下のとおりである。

- ① 19 頁ないし 20 頁（-18- に「次頁以下 2 頁不開示」と記載された部分）

不開示部分 2 頁はいずれも全部不開示となっている電信文である。

- ② 21 頁（-19-）下から 3 行目ないし 22 頁（-20-）下から 4 行目までの約 18 行分

前田調査官が外務大臣宛てに昭和40年5月11日に発信した「日韓問題についてハビブ参事官内話」と題する電信文中有る。

上記①、②にはいずれも、在韓米大使館ハビブ参事官が、竹島問題における日本政府の対応に関して述べた具体的かつ率直な見解が記載されている。

イ 不開示理由

文書1695の不開示部分に記載された情報は、いずれも、駐日韓国大使館ハビブ参事官が日本と韓国との間における重要な懸案事項である竹島問題における日本政府の対応に関して述べた具体的かつ率直な見解で非公式な発言であり、日韓間で立場の異なる問題等に関し、忌憚のない本音ともいべき見解を内容とするものである。

前記(6~7ページ)のとおり、竹島問題は日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であって、その解決に向けては、様々な事情を踏まえた上で、我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要がある。

以上にかんがみれば、これを公にすることにより、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある不開示情報(法第5条3号)に該当する。

(13) 日韓会談の現況等(文書1696・乙第68号証、番号31)

ア 不開示情報の内容

文書1696(乙第68号証)は、田中臨時代理大臣が武内在米国大使に宛てた昭和40年2月17日発信の「第7次日韓会談の現況(通報)」と題する電信文、同月20日発信の「日韓基本条約案のイニシャル(通報)」と題する電信文、椎名大臣が武内在米国大使に宛てた同年3月16日発信の「日韓交渉の現況についての米側に対する説明ぶり(訓令)」と題する電信文、同年5月1日発信の「米側よりの日韓交渉早期妥結の要請について

て」と題する電信文、同月13日発信の「韓国側漁業協定案についての米側への通報」と題する電信文、同月17日発信の「日韓交渉（竹島問題）（通報）」と題する電信文、同月26日発信の「ライシャワー大使との会談（日韓）」と題する電信文、同年6月25日発信の「佐藤総理よりジョンソン大統領宛の返電の伝達要請」と題する電信文によって構成されている。

文書1696のうち、不開示理由3に基づく不開示部分は、21頁（-21-）下から1行目ないし22頁（-22-）上から2行目の約2行分、22頁（-22-）下から5行目ないし4行目の約1行分及び枠外の記載部分であり、いずれも椎名外務大臣が武内在米国大使に宛てた昭和40年5月17日発信の「日韓交渉（竹島問題）（通報）」と題する電信文中にあり、竹島問題に関する日本政府の具体的対応策が記載されている。

イ 不開示理由

文書1696の不開示部分に記載された情報は、いずれも現在の日韓関係における最大の懸案事項の一つである竹島問題に関する日本政府の具体的対応策であり、前記（6～7ページ）のとおり、竹島問題は日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であって、その解決に向けては、様々な事情を踏まえた上で、我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要がある。

以上にかんがみれば、これを公にすることにより、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある不開示情報（法第5条3号）に該当する。

（14） 後宮アジア局長・崔圭夏大使会談（文書1728・乙第69号証、番号32）

ア 不開示情報の内容

文書1728（乙第69号証）は、外務省北東アジア課が昭和38年7月1日付けで作成した「後宮アジア局長、崔圭夏大使会談要旨」と題する

文書、外務省アジア局長が同月3日付けで作成した「崔大使会談要旨」と題する文書、同月4日付けで作成した「崔大使との会談要旨」と題する文書、同月17日付けで作成した「崔大使との会談要旨」及び「崔大使との会談要旨(2)」と題する各文書、同年11月7日付けで作成した「崔圭夏大使との会談要旨」と題する文書によって構成されており、いずれも、崔圭夏大使との会談における具体的発言内容が記載されている。

文書1728のうち、不開示理由3に基づく不開示部分は11頁（-1-1-）上から約3行目ないし12頁（-12-）2行目の約11行分であり、竹島問題に関して日本政府が提起した具体的対応策に対し韓国のみならず第三国の対応をも示唆した忌憚のない韓国側の具体的見解が記載されている。

イ 不開示理由

文書1728の不開示部分に記載された情報は、竹島問題に関する日本政府が提起した具体的対応策に対する韓国側の具体的見解であり、前記（6～7ページ）のとおり、竹島問題は日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であって、その解決に向けては、様々な事情を踏まえた上で、我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要がある。

不開示部分に記載された情報は、韓国のみならず第三国の対応をも示唆した忌憚のない韓国側の具体的見解であるから、これを公にすることにより、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある不開示情報（法第5条3号）に該当する。

(15) 日韓会談における双方の立場（昭和39年4月）（文書1783・乙第70号証、番号33）

ア 不開示情報の内容

文書1783（乙第70号証）は、外務省が作成した昭和39年4月14日付け「日韓会談における主たる問題点に関する双方の立場」と題する内部文書である。

文書1783のうち、不開示理由3に基づく不開示部分は31頁（-31-）下から2行分であり、「VII竹島問題 2処理方針(2)韓国側主張」に記載された部分である。竹島問題に関する具体的な解決策について韓国側の具体的な主張内容が記載されている。

イ 不開示理由

文書1783の不開示部分に記載された情報は、竹島問題に関する具体的な解決策についての韓国側の具体的な主張内容であり、前記（6～7ページ）のとおり、竹島問題は日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であって、その解決に向けては、様々な事情を踏まえた上で、我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要がある。

不開示部分に記載された情報は、竹島問題に関する具体的な解決策についての韓国側の具体的な主張内容であるが、あくまで、日本側の評価及び解釈に基づくものであり、韓国側には知られていないものであるから、これを公にすることにより、我が国政府の関心事項や韓国側の主張に対する我が国政府の対応方針を含む政府内部での詳細な検討状況等が明らかになり、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある不開示情報（法第5条3号）に該当する。

(16) 韓国側希望と日本側方針（昭和39年10～12月）（文書1786・乙第71号証、番号34）

ア 不開示情報の内容

文書1786（乙第71号証）は、外務省アジア局北東アジア課が作成

した昭和39年10月27日付け「日韓問題に対する韓国側希望とこれに対する日本側の方針（案）」と題する内部文書、外務省アジア局が作成した同月29日付け「日韓問題に対する韓国側希望とこれに対する日本側の方針」と題する内部文書、外務省アジア局北東アジア課が作成した同年11月14日付け「日韓会談再開問題等に関する韓国側申入れに対する日本側回答」と題する内部文書、外務省経済局アジア課が作成した同月30日付け「日韓共同宣言案に規定すべき通商関係事項について」と題する内部文書、外務省アジア局北東アジア課が作成した同日付け「日韓問題」と題する文書、同年12月3日付け「佐藤総理の黄田次官への指示（日韓関係）」と題する文書、同月5日付け「日韓会談の経緯概要」と題する文書、同月21日付け「日韓首脳間の会談において明らかにすべき日本側の立場（試案）」と題する文書、「総理訪米資料 議題2（3） 日韓関係」と題する文書、「総理訪米 発言要領 日韓関係」と題する文書によって構成されている。

文書1786のうち、不開示理由3に基づく不開示部分は58頁（-58-）下から7行目ないし3行目の約4行分と59頁（-59-）上から1行目ないし8行目の約7行分及び70頁（-70-）下から7行目ないし3行目の約4行分と71頁（-71-）上から1行目ないし8行目の約7行分であり、いずれも外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和39年12月21日付け「日韓首脳間の会談において明らかにすべき日本側の立場（試案）」と題する同一文書中の「3その他の問題(5)竹島問題」に記載された部分であり、竹島問題に関する具体的な解決策について韓国側の具体的な主張内容及びこれに対する我が国の対応方針が記載されている。

イ 不開示理由

文書1786の不開示部分に記載された情報は、竹島問題に関する具体的な解決策についての韓国側の具体的な主張内容およびこれに対する我が国の

対応方針であり、前記（6～7ページ）のとおり、竹島問題は日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であって、その解決に向けては、様々な事情を踏まえた上で、我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要がある。

不開示部分に記載された情報である、竹島問題に関する具体的な解決策についての韓国側の具体的な主張内容は、あくまで、日本側の評価及び解釈に基づくものであり、韓国側には知られていないものであるし、これに対する我が国の対応方針は内部的なものであるから、これを公にすることにより、我が国政府の関心事項や韓国側の主張に対する我が国政府の対応方針を含む政府内部での詳細な検討状況等が明らかになり、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある不開示情報（法第5条3号）に該当する。

(17) 日韓会談今後の進め方（文書1787・乙第72号証、番号35）

ア 不開示情報の内容

文書1787（乙第72号証）は、外務省アジア局北東アジア課が作成した「日韓交渉についての佐藤総理の御指示」と題する内部文書、「日韓会談における日本側の立場」と題する内部文書、外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和40年1月19日付け「日韓会談の進め方に関する省内打合せ」と題する内部文書、外務省アジア局が作成した同年2月9日付け「当面の日韓諸懸案の取扱振りに関する件」と題する内部文書、外務省情報文化局国内広報課が作成した同月24日付け「最近における日韓問題PR実績」と題する文書、外務省アジア局北東アジア課が作成した同年3月15日付け「日韓交渉をめぐる諸般の情勢」と題する文書、同月16日付け「韓国外相訪日の際ないしその前に解決を要する重要問題処理方針について」と題する文書、同年4月7日付け「今後の日韓交渉の進め方」と題する文書によって構成されている。

文書1787のうち、不開示理由3に基づく不開示部分は、13頁（-13-）上から2行目ないし5行目の約4行分で「日韓会談における日本側の立場」と題する内部文書の「別添1 口頭説明 3 竹島問題について」に記載された部分と38頁（-38-）下から5行目ないし1行目の約4行分で外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和40年2月9日付け「当面の日韓諸懸案の取扱振りに関する件」と題する文書の「5. 竹島問題」に記載された部分であり、いずれも、竹島問題に関する日本政府の具体的な解決策に対する評価等が記載されている。

イ 不開示理由

文書1787の不開示部分に記載された情報は、竹島問題に関する日本政府の具体的な解決策に対する評価等であり、前記（6～7ページ）のとおり、竹島問題は日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であって、その解決に向けては、様々な事情を踏まえた上で、我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要がある。

以上にかんがみれば、これを公にすることにより、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある不開示情報（法第5条3号）に該当する。

（18）韓国政情に関するアジア局長と在京米大使館公使との会談（文書1809・乙第73号証、番号36）

ア 不開示情報の内容

文書1809（乙第73号証）は、外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和38年2月25日付け「韓国政情に関する米大使館の連絡」と題する内部文書、外務省アジア局長が作成した同年3月6日付け「韓国政情に関する米大使館エマーソン公使の連絡要旨」と題する内部文書、同月8日に後宮局長がエマーソン公使に手交した同月5日付け「THE PRESENT SITUATION OF MAJOR ISSUES OF THE JAPAN-KOREA OVERALL

TALKS」と題する内部文書、アジア局北東アジア課が作成した同年5月9日付け「後宮局長、エマソン公使会談要旨」と題する文書によって構成されている。

文書180・9のうち、不開示理由3に基づく不開示部分は、16頁（-16-）下から9行目ないし8行目の約1行分、下から6行目及び同4行目のいずれも1単語でいずれも昭和38年3月8日に後宮局長がエマソン公使に手交した同月5日付け「THE PRESENT SITUATION OF MAJOR ISSUES OF THE JAPAN-KOREA OVERALL TALKS」と題する文書の「3 Dispute over Takeshima」に記載された部分であり、いずれも、竹島問題に関する日本政府の具体的解決策に対する韓国側の評価等が記載されている。

イ 不開示理由

文書180・9の不開示部分に記載された情報は、竹島問題に関する日本政府の具体的解決策に対する韓国側の評価等であり、前記（6～7ページ）のとおり、竹島問題は日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であって、その解決に向けては、様々な事情を踏まえた上で、我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要がある。

以上にかんがみれば、これを公にすることにより、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある不開示情報（法第5条3号）に該当する。

(19) 金中央情報部長訪日（文書1822・乙第44号証、番号37）

ア 不開示情報の内容

文書1822（乙第44号証）は、外務省が作成した昭和37年（1962年）10月11日付け「金鐘泌中央情報部長滞日日程（案）」と題する内部文書、外務省アジア局北東アジア課が作成した同月17日付け及び同

月 19 日付け「金鐘泌中央情報部長一行の滞日日程詳細」と題する内部文書、外務省が作成した「金鐘泌韓国中央情報部長滞日日程」と題する文書、外務省アジア局北東アジア課が作成した同年 11 月 9 日付け「金鐘泌韓国中央情報部長一行の米国よりの帰路滞日日程」と題する内部文書、外務省アジア局長が作成した同年 10 月 16 日付け「金鐘泌韓国中央情報部長一行の訪日に際し便宜供与依頼の件」と題する公信文、同年 11 月 6 日付け「金鐘泌韓国中央情報部長一行の日本立寄りに際し便宜供与依頼の件」と題する公信文、吉田総領事が大平大臣に宛てた同月 9 日付け「KIM 韓国公使の入国に関し便宜方依頼の件」と題する電信文、外務大臣が在米大使に宛てた同年 10 月 22 日付け「本大臣、金鐘泌韓国中央情報部長会談記録送付の件」と題した公信文、同月 25 日付け「池田總理・金鐘泌韓国中央情報部長会談記録送付の件」と題した公信文、大平大臣が大野駐英大使に宛てた同月 13 日発信の「大平大臣、金情報部長会談概要通報の件」と題する電信文、大平大臣が朝海駐米大使に宛てた同月 15 日発信の「大平大臣、金情報部長会談概要通報の件」と題する電信文によって構成されている。

文書 1822 のうち、不開示理由 3 に基づく不開示部分は、48 頁（-48-）下から 3 行目ないし 49 頁（-49-）上から 3 行目の約 6 行分で大平大臣が大野駐英大使に宛てた昭和 37 年 11 月 13 日発信の「大平大臣、金情報部長会談概要通報の件」と題する電信文中にある記載と 51 頁（-51-）下から 4 行目ないし 52 頁（-52-）上から 2 行目の約 6 行分で大平大臣が朝海駐米大使に宛てた同月 15 日発信の「大平大臣、金情報部長会談概要通報の件」と題する電信文中にある記載であり、いずれも同一内容で、竹島問題について日本政府が国際司法裁判所に提起する旨の解決策を提案したのに対し、金鐘泌韓国中央情報部長が述べた具体的評価及び提案内容が記載されている。

イ 不開示理由

文書1822の不開示部分に記載された情報は、竹島問題に関し日本政府が提示した具体的解決策について金鐘泌韓国中央情報部長が述べた具体的評価及び提案内容である。前記(6~7ページ)のとおり、竹島問題は日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であって、その解決に向けては、様々な事情を踏まえた上で、我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要がある。

以上にかんがみれば、これを公にすることにより、我が国政府の関心事項や韓国側の主張に対する我が国政府の具体的対応方針が明らかになり、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある不開示情報(法第5条3号)に該当する。

(20) 金中央情報部長訪米(文書1823・乙第74号証、番号38)

ア 不開示情報の内容

文書1823(乙第74号証)は、朝海在米大使が大平大臣に宛てた昭和37年10月17日発信の「金情報部長訪米に関する件」と題する電信文、同月30日発信の「金韓国情報部長とラスク長官等との会談模様の件」と題する電信文、朝海在米大使が外務大臣に宛てた同月31日付け「金情報部長訪米に関する件」と題する文書、外務省アジア局北東アジア課が作成した同年11月7日付け「ラスク国務長官・金韓国中央情報部長会談内容に関する米側よりの通報」と題する内部文書(不開示文書に該当する文書を除く)によって構成されている。

文書1823のうち、不開示理由3に基づく不開示部分は、22頁(一15-)上から2行目ないし6行目の約5行分で外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和37年11月7日付け「ラスク国務長官、金韓国中央情報部長会談内容に関する米側よりの通報」と題する内部文書中にあり、

竹島問題に関する日本側の見解について金鐘泌韓国中央情報部長がラスク米国国務長官に説明した具体的な内容が記載されている。

イ 不開示理由

文書1823の不開示部分に記載された情報は、竹島問題に関する日本側の見解について金鐘泌韓国中央情報部長がラスク米国国務長官に説明した具体的な内容であり、前記（6～7ページ）のとおり、竹島問題は日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であって、その解決に向けては、様々な事情を踏まえた上で、我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要がある。

不開示部分に記載された情報は、竹島問題に関する日本側の見解について金鐘泌韓国中央情報部長が説明した内容であるが、これを明らかにすることにより、日本と米国のみならず、日本と韓国、韓国と米国のそれぞれの信頼関係が損なわれるおそれがあり、日韓間の今後の交渉において我が国の立場が不利になるおそれもある。

以上にかんがみれば、これを公にすることにより、我が国政府の関心事項や韓国側の主張に対する我が国政府の具体的対応方針が明らかになり、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある不開示情報（法第5条3号）に該当する。

(21) 大平外相と金韓国中央情報部長との会談（第1回）（文書1824・乙第75号証、番号39）

ア 不開示情報の内容

文書1824（乙第75号証）は、外務省アジア局が作成した昭和37年10月15日付け「10月20日の大平大臣・金鐘泌部長会談における大平大臣の発言要旨（案）」と題する内部文書（同一内容の手書き文書と和文タイプ作成文書）、同月20日付け「大平大臣・金鐘泌韓国中央情報部長

「会談記録要旨」と題する内部文書（同一内容の手書き文書と和文タイプ作成文書）、「大平外務大臣・金鐘泌韓国中央情報部長会談（昭和37年10月20日）に関する日韓双方の記録の対照」と題する文書、外務省アジア局北東アジア課が作成した同月29日付け「大平大臣・金部長会談（十月二十日）に関する韓国側記録に対する大平大臣のコメント」と題する内部文書、同月26日付け「大平大臣・金部長会談（10月20日）の内容確認作業の結果について」と題する内部文書、同月22日付け「大平・金会談（10月20日）の結果に関する伊関局長のコメント」と題する内部文書、同年11月1日付け「後宮局長・崔參事官会談要旨」と題する内部文書によって構成されている。

文書1824のうち、不開示理由3に基づく不開示部分は、15頁（-14-に「次頁不開示」と記載された部分）及び31頁（-30-）上から1行目ないし4行目の約4行分でいずれも外務省アジア局が作成した昭和37年10月15日付け「10月20日の大平大臣、金鐘泌部長会談における大平大臣の発言要旨（案）」と題する文書（同一内容の手書き文書と和文タイプ作成文書）の「7. 竹島問題」にある記載と、92頁（-91-）下から1行目ないし93頁（-92-）上から1行目の約2行分で外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和37年10月26日付け「大平大臣、金部長会談（10月20日）の内容確認作業の結果について」と題する文書の「4. 竹島問題」にある記載であり、前者は、金鐘泌韓国中央情報部長との会談における大平外務大臣の竹島問題に関する発言内容の案であり、後者は同問題に関する会談結果の要旨であるが、いずれも具体的で率直な見解が記載されている。

イ 不開示理由

文書1824の不開示部分に記載された情報は、金鐘泌韓国中央情報部長との会談における大平外務大臣の竹島問題に関する具体的な見解であり、

前記（6～7ページ）のとおり、竹島問題は日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であって、その解決に向けては、様々な事情を踏まえた上で、我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要がある。

不開示部分に記載された情報は、金鐘泌韓国中央情報部長との会談における大平外務大臣の竹島問題に関する見解であるが、発言内容の案の部分も、会談結果の要旨の部分も、我が国の具体的で率直な見解が記載されているものであり、これを公にすることにより、我が国政府の関心事項や韓国側の主張に対する我が国政府の対応方針を含む政府内部での詳細な検討状況等が明らかになり、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある不開示情報（法第5条3号）に該当する。

(22) 池田総理・金韓国中央情報部長会談（文書1825・乙第76号証、番号40）

ア 不開示情報の内容

文書1825（乙第76号証）は、外務省アジア局が作成した昭和37年10月23日付け「池田総理・金鐘泌韓国中央情報部長会談要旨」と題する内部文書（同一内容の手書き文書と和文タイプ作成文書）であり、文書1825のうち、不開示理由3に基づく不開示部分は、18頁（-18-）上から2行目ないし3行目の約2行分及び37頁（-37-）上から2行目ないし4行目の約2行分でいずれも「4. 竹島問題」にある同一箇所であり、池田総理大臣と金鐘泌韓国中央情報部長との会談において、金鐘泌韓国中央情報部長が竹島問題に関して述べた見解に対し、池田総理大臣が述べた具体的な見解が記載されている。

イ 不開示理由

文書1825の不開示部分に記載された情報は、金鐘泌韓国中央情報部

長との会談における池田総理大臣の竹島問題に関する具体的な見解である。前記（6～7ページ）のとおり、竹島問題は日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であって、その解決に向けては、様々な事情を踏まえた上で、我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要がある。

以上にかんがみれば、これを公にすることにより、我が国政府の関心事項や韓国側の主張に対する我が国政府の具体的対応方針が明らかになり、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある不開示情報（法第5条3号）に該当する。

(23) 大平外相・金部長会談（第2回）（文書1826・乙第77号証、番号4
1)

ア 不開示情報の内容

文書1826（乙第77号証）は、外務省アジア局が作成した昭和37年11月6日付け「11月12日の大平大臣・金部長第2回会談における大平大臣の発言要旨（案）」と題する内部文書（同一内容の手書き文書と和文タイプ作成文書）、同月10日付け「請求権の金額問題会談メモ（案）」と題する内部文書、外務省アジア局が作成した同月12日付け「大平大臣・金鐘泌韓国中央情報部長第2回会談記録」と題する内部文書（同一内容の手書き文書と和文タイプ作成文書）、外務省情報文化局報道課が作成した同月29日付け「記者会見」と題する内部文書によって構成されている。

文書1826のうち、不開示理由3に基づく不開示部分は、12頁（-12-）上から4行目の約1行分、12頁（-12-）下から3行目ないし13頁上から4行目（-12-に「次頁不開示」と記載された部分）の約7行分、24頁（-23-）下から7行目ないし1行目の約7行分、35頁（-34-）下から7行目ないし1行目の約7行分で、上記約7行分

の不開示部分はいずれも「5. 竹島問題」にある同一箇所の同一内容であり、金鐘泌韓国中央情報部長との会談における大平外務大臣の竹島問題に関する発言内容の案として、具体的な見解が記載されている（なお、甲第90号証の理由番号4において、文書1826について「49頁目」とあるのは誤記である。）。

イ 不開示理由

文書1826の不開示部分に記載された情報は、金鐘泌韓国中央情報部長との会談における大平外務大臣の竹島問題に関する具体的な見解（発言内容の案）である。前記（6～7ページ）のとおり、竹島問題は日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であって、その解決に向けては、様々な事情を踏まえた上で、我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要がある。

以上にかんがみれば、これを公にすることにより、我が国政府の関心事項や韓国側の主張に対する我が国政府の具体的対応方針が明らかになり、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある不開示情報（法第5条3号）に該当する。

（24） 韓国提案基本関係条約案（文書1851・乙第78号証、番号42）

ア 不開示情報の内容

文書1851（乙第78号証）は、外務省が作成した昭和39年12月10日付け「日韓基本関係に関する合意要綱案」と題する文書、外務省アジア局北東アジア課が作成した同年12月10日付け「基本関係に関する韓国側立場要綱（案）」と題する内部文書（同一内容の手書き文書と和文タイプ作成文書）、同月16日付け「基本関係に関する日韓両国要綱案題目事務レベル整理表」と題する内部文書、昭和40年（1965年）1月7日付け「日韓基本関係に関する1964年12月10日の日本側合意要綱案

に対する修正案」と題する文書、同月25日付け及び同月26日付け「日本国と大韓民国との――――(案)」と題する内部文書によって構成されている。

文書1851のうち、不開示理由3に基づく不開示部分は、36頁(一36-)欄外上部約3行分及び欄外左部2行分で、昭和40年(1965年)1月7日付け「日韓基本関係に関する1964年12月10日の日本側合意要綱案に対する修正案」と題する文書中に手書きされたものであり、竹島問題に関する外務省職員の個人的な見解が記載されている。

イ 不開示理由

文書1851の不開示部分に記載された情報は、竹島問題に関する外務省職員の個人的な見解であり、このような内部における個人的な見解は、公開されることが予定されていないものであり、このような内部的な意見まで公開されることになれば、今後、政府内部において、萎縮効果が生じ、忌憚のない意見交換ができなくなるおそれがある。

前記(6~7ページ)のとおり、竹島問題は日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であって、その解決に向けては、様々な事情を踏まえた上で、我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要がある。

不開示部分に記載された情報は、竹島問題に関する個人的な見解あり、このような情報が公にされると、韓国側の主張に対する我が国政府の対応方針を含む政府内部での検討状況等が明らかになり、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある不開示情報(法第5条3号)に該当する。

(25) 日韓会談等に関する在外公館からの報告(文書1876・乙第79号証、番号43)

ア 不開示情報の内容

文書1876（乙第79号証）は、芳沢大使が岡崎大臣に宛てた昭和29年7月10日発信の「蔣總統の国際問題についての見解の件」と題する電信文、久保田大使が緒方大臣に宛てた昭和29年10月26日発信の「日韓会談に関する件」と題する電信文等各国駐在大使が外務大臣宛てにそれぞれ発信した日韓会談等に関する電信文の綴りである。

文書1876のうち、不開示理由3に基づく不開示部分は、4頁ないし6頁（－3－に「次頁以下3頁不開示」と記載された部分）であり、竹島問題に関する見解等が記載された電信文一通が全部不開示となっている。

イ 不開示理由

文書1876の不開示部分に記載された情報は、竹島問題に関して政府内部間で交わされた電信文であり、同問題に関する率直な意見が記載されている。前記（6～7ページ）のとおり、竹島問題は日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であって、その解決に向けては、様々な事情を踏まえた上で、我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要がある。

以上にかんがみれば、これを公にすることにより、我が国政府の関心事項や韓国側の主張に対する我が国政府の具体的対応方針が明らかになり、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある不開示情報（法第5条3号）に該当する。

(26) 日韓会談等に関する在外公館への訓令（文書1877・乙第80号証、番号44）

ア 不開示情報の内容

文書1877（乙第80号証）は、岡崎大臣が松本大使に宛てた昭和28年11月6日発信の「日韓会談の件」と題する電信文等外務大臣が各国駐在大使宛てにそれぞれ発信した日韓会談等に関する電信文の綴りである。

文書1877のうち、不開示理由3に基づく不開示部分は、144頁（-144-）上から6行目ないし13行目の約8行分であり、椎名外務大臣が武内駐米大使、島駐英大使及び前田在韓調査官にそれぞれ宛てた昭和40年6月11日発信の「日韓漁業交渉の現況の米側への通報（通報）」と題する電信文中にあり、日韓間における懸案事項の一つである漁業協定の問題に関する韓国側の案に対する日本側の見解が記載されている。

イ 不開示理由

文書1877の不開示部分に記載された情報は、日韓間における懸案事項の一つである漁業協定の問題に関する韓国側の案に対する日本側の見解であり、このような内部における見解は、公開されることが予定されていないものである。このような内部的な意見まで公開されることになれば、今後、政府内部において、萎縮効果が生じ、忌憚のない意見交換ができないくなるおそれがある。

以上にかんがみれば、このような情報が公にされると、韓国側の主張に対する我が国政府の対応方針を含む政府内部での検討状況等が明らかになり、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある不開示情報（法第5条3号）に該当する。

(27) 日韓交渉の現状（文書1879・乙第81号証、番号45）

ア 不開示情報の内容

文書1879（乙第81号証）は、外務大臣が駐米大使、駐英大使、駐仏大使及び駐華代理大使にそれぞれ宛てた昭和27年9月2日発信の「日韓交渉再開に関する経緯送付の件」と題する公信文、藤山外務大臣が吉澤在インド大使に宛てた昭和32年10月22日発信の「第19回赤十字国際会議における在日韓人問題に関する件」と題する公信文、外務大臣が在ブラジル大使等に宛てた昭和35年3月16日付け「日韓会談に関する情

「報送付の件」と題する公信文、大平大臣が大野在英大使宛てた昭和38年3月7日発信の「日韓会談の現状等につき英側への説明に関する件」と題する公信文及び外務大臣が在米大使などに宛てた同年8月10日付け「日韓会談の現状」送付の件と題する公信文によって構成されている。

文書1879のうち、不開示理由3に基づく不開示部分は、48頁（-48-）下から9行目ないし1行目の約8行分であり、大平大臣が大野在英大使宛てた昭和38年3月7日発信の「日韓会談の現状等につき英側への説明に関する件」と題する公信文に添付された同月8日に後宮局長がエマソン公使に、同月11日に朝海大使がラスク国務長官にそれぞれ手交した「THE PRESENT SITUATION OF MAJOR ISSUES OF THE JAPAN-KOREA OVERALL TALKS」と題する文書の「3 Dispute over Takeshima」に記載された部分であり、いずれも、竹島問題に関する日本政府の具体的な解決策に対する韓国側の見解等が記載されている。

イ 不開示理由

文書1879の不開示部分に記載された情報は、竹島問題に関する日本政府の具体的な解決策に対する韓国側の見解等であり、前記（6～7ページ）のとおり、竹島問題は日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であって、その解決に向けては、様々な事情を踏まえた上で、我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要がある。

以上にかんがみれば、これを公にすることにより、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある不開示情報（法第5条3号）に該当する。

- (28) 日韓交渉関係法律問題調査集（文書1881・乙第82号証、番号4
6)

ア 不開示情報の内容

文書1881（乙第82号証）は、外務省条約局法規課が昭和37年7月に作成した「日韓交渉関係法律問題調書集」と題する文書であり、文書1881のうち、不開示理由3に基づく不開示部分は、117頁（-116-）及び118頁（-116-に「次頁不開示」と記載された部分）であり、「竹島問題を日韓両国が国際司法裁判所へ付託する際の手続きについて（昭和37.2.24）」と記載された以下の部分で、和文と英訳文が不開示となっている。

イ 不開示理由

文書1881の不開示部分に記載された情報は、竹島問題に関する日本政府が具体的な解決策として提示していた国際司法裁判所へ付託する際の手続及びその手続上我が国が留意すべき具体的な事項であり、前記（6～7ページ）のとおり、竹島問題は日韓両政府及び国民が高い関心を寄せていく未解決の二国間問題であって、その解決に向けては、様々な事情を踏まえた上で、我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要がある。

以上にかんがみれば、これを公にすることにより、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある不開示情報（法第5条3号）に該当する。

(29) 日韓国交正常化交渉の記録 総説九（文書1882・乙第83号証、番号47）

ア 不開示情報の内容

文書1882（乙第83号証）は、外務省が作成した「IX 日韓会談予備交渉－請求権処理大綱の決定と漁業問題等の進展」と題する文書であり、文書1882のうち、不開示理由3に基づく不開示部分は、158頁（-158-）「III竹島問題」の項の下から6行目ないし2行目の約4行分及び334頁（-334-）「5竹島問題」の項の上から2行目ないし4行目の

約3行分と下から5行目ないし1行目の約4行分であり、いずれも、竹島問題についての韓国側対応を踏まえた日本政府の見解が記載されている。

イ 不開示理由

文書1882の不開示部分に記載された情報は、竹島問題に関する日本政府の具体的見解であり、前記（6～7ページ）のとおり、竹島問題は日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であって、その解決に向けては、様々な事情を踏まえた上で、我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要がある。

以上にかんがみれば、これを公にすることにより、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある不開示情報（法第5条3号）に該当する。

(30) 日韓国交正常化交渉の記録 総説三（文書1915・乙第84号証、番号48）

ア 不開示情報の内容

文書1915（乙第84号証）は、外務省が作成した「III 第2、3次日韓会談」と題する文書であり、文書1915のうち、不開示理由3に基づく不開示部分は、240頁（-240-）「三 長期的対策」の項の右から6行目の一部であり、竹島問題についての日本政府の見解が記載されている。

イ 不開示理由

文書1915の不開示部分に記載された情報は、竹島問題に関する日本政府の具体的見解であり、前記（6～7ページ）のとおり、竹島問題は日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であって、その解決に向けては、様々な事情を踏まえた上で、我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要がある。

以上にかんがみれば、これを公にすることにより、我が国の今後の交渉

上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある不開示情報（法第5条3号）に該当する。